

## F B資金移動サービス利用規定

### 1. F B資金移動サービス

- (1) F B資金移動サービスは、契約者ご本人（以下、「依頼人」といいます）からのパソコン等の電子機器による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下、「支払指定口座」といいます）よりご指定額を引落しのうえ、あらかじめ指定された預金口座（以下、「入金指定口座」といいます）へご指定金額を入金する場合に利用できるものとしします。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
  - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
  - ② 入金指定口座が他行または行内本支店の場合、ならびに同一店内で入金指定口座と支払指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱います。
- (3) 本サービスの利用にあたって依頼人は本規定に加え、F Bサービス共通規定（以下「共通規定」といいます）の各条項に従うこととしします。

### 2. 契約の成立

当行は、契約者ご本人からこの規定の取引に係る申込を当行所定の方法により受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとしします。

### 3. 振替または振込依頼の受付等

- (1) 本サービスにより振替または振込を依頼する場合は、当行所定の方法および操作手順にもとづいて、パソコン等の電子機器により所定の内容を送信してください。
- (2) 当行で受信した、店番号・科目コード・口座番号、登録番号（登録時に依頼人が指定した入金指定口座の番号）、支払指定口座の暗証番号、承認暗証番号（入金指定口座が他行の場合）、VALUX接続IDなどの内容が、お届けの内容と一致した場合は、当行は送信者を依頼人とみなし応答します。
- (3) ご依頼の内容については、当行が1件毎に取引内容の確認コードを受信した時点で確定するものとしします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は、支払指定口座から振替金額または振込金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振替または振込の処理をいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、通知預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる支払指定口座からの1回当りの支払金額の限度は、依頼人があらかじめ届出した金額の範囲内としします。
- (7) 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内としします。
- (8) 以下の各号に該当する場合、振替および振込はできません。
  - ① 振替金額または振込金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるとき。
  - ② 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約済のとき。
  - ③ 依頼人からの支払指定口座からの支払禁止あるいは、入金指定口座への入金禁止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
  - ④ 差押等止むを得ない事情があり当行が支払あるいは入金を不相当と認めたとき。

### 4. 手数料等

本サービスの利用にあたっては別にお知らせした取扱手数料として、振込手数料については内国為替手数料を振込の都度支払指定口座から、基本手数料については別途指定された依頼人名義の預金口座から毎月所定の日により自動引落します。

### 5. 取引内容の確認

- (1) この取扱いにより取引後は、すみやかに普通預金通帳、通知預金通帳等への記入または当座勘定元帳写等により取引内容を照合してください。万一取引内容・残高に相違がある場合は、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行の間で疑義が生じたときは当行の機械記録の内容を

もって処理させていただきます。

## 6. 免責条項

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、当行が取引内容の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取引内容をお取引店にご連絡ください。
- (2) この取扱いによる振替依頼または振込依頼の際送信された暗証番号、承認暗証番号（入金指定口座が他行の場合）、支払指定口座の科目、口座番号および入金指定口座の登録番号と、届出の暗証番号、承認暗証番号（入金指定口座が他行の場合）、支払指定口座の科目、口座番号および入金指定口座の登録番号との一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

## 7. 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の用紙によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 8. 解約

- (1) 依頼人がこのサービスを解約する場合は、当行所定の方法により取引店に届出るものとします。
- (2) 1年以上にわたりサービスのご利用がない場合や、他の取引の解約規定に抵触するなど、このサービスの継続ができないと当行が判断する相当の事由がある場合は、当行は予め書面で通知のうえサービスを中止することがあります。

## 9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、通知預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書およびカードローン規定により取扱います。

## 10. 規定の変更

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規程に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

## 11. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以 上